

アジア DX 等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）  
交付規程

2021年5月17日制定  
2021年5月28日改訂  
日本貿易振興機構（ジェトロ）

（通則）

- 第1条 アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）（以下「補助金」という。）の補助金交付契約については、公募要領（別添1）及び本規程（様式第3「交付契約宣誓書」、様式第4「補助交付契約通知書」等本規程に基づき作成される書類を含む、以下同じ。）で定めるところによる。
- 2 本事業は日本国の法令に準拠するものとする。
  - 3 本規程、公募要領その他関連する文書における解釈に疑義が生じた場合には、本規程本文の定めを優先して適用する。

（定義）

- 第2条 本規程において「補助申請者」とは、本事業への補助申請を行ったものをいう。
- 2 本規程において「補助交付契約者」とは、第7条に基づく採択決定の通知を受け、第9条の補助交付契約を締結した事業者をいう。
  - 3 「補助申請者」および「補助交付契約者」とは、日本に拠点及び法人（登記法人）格を持ち、日本における事業実態を有している等の要件を満たす民間企業等をいう。
  - 4 本事業におけるインドを含めた新興国企業・団体の定義は以下とする。  
大企業、財閥、中小企業、医療機関、地方自治体、民間団体（商工会議所等）など。ただしインドに本社・本部あるいは現地法人が登記されていること。補助申請者と資本関係にある場合、補助申請者の出資比率が10%以上は対象外。補助申請者の出資比率が50%超の関連会社による出資比率が50%超で持分法適用会社である現地企業・団体も対象外とする。

（交付の目的）

- 第3条 補助金は、海外企業等の情報収集やネットワーキング、試行機会の拡大等の支援を行うための事業に要する経費について一部を補助することにより、日系企業とインドを含めた新興国企業等との連携を促進し、デジタル技術を活用した新興国進出や新事業創出に資することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

- 第4条 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）は、補助交付契約者が行うアジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象としてジェトロが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別添2「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。
- 2 補助対象経費は本事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。

3 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(事業実施期間)

第5条 事業実施期間は、ジェットロが第7条の規定に基づいて行った補助交付採択の通知の日から第9条の補助交付契約において定めた期限までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、公募要領(別添1)に従い、様式第1「交付申請書」にジェットロが定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、ジェットロに提出しなければならない。

2 補助申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。

(補助金採択決定の通知)

第7条 ジェットロは、前条第1項の規定による「交付申請書」の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金採択決定を行い、様式第2による「補助金採択決定通知書」を補助申請者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助申請者は、補助金の補助金採択決定の通知を受けた場合において、その決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合には、補助金の交付の申請を取り下げることができる。当該通知を受けた日から5日以内にジェットロに書面をもって申し出なければならない。

(交付の契約)

第9条 補助申請者が第7条の補助金の採択決定の通知を受け、その決定の内容及びこれに付された条件に不服がない場合には、様式第3「交付契約宣誓書」2通をジェットロに提出し、補助金交付契約の申込みの意思表示を行う。ジェットロは様式第4「補助交付契約通知書」に上記の宣誓書1通を添付の上、補助申請者に送付し、当該通知書の発送時点において補助交付契約が締結されたものとする。

(補助事業の経理等)

第10条 補助交付契約者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助交付契約者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、ジェットロの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 補助交付契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5-1「計画変更(等)承認申請書」をジェットロに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
  - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
    - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助交付契約者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
    - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
  - (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 ジェトロは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(調達契約等)

- 第12条 補助交付契約者は、本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、2者以上の見積もりを取得しなければならない。ただし、本事業を実施する上で2者以上の見積もりを取得することが困難又は不適當であると認められる場合は、随意契約によることができる。
- 2 補助交付契約者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
  - 3 補助交付契約者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、本事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置を講じなければならない。
  - 4 補助交付契約者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満（税抜き）のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、本事業を実施する上で、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、ジェトロの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
  - 5 ジェトロは、補助交付契約者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助交付契約者はジェトロから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
  - 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、ジェトロは、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第13条 補助交付契約者は、第9条の規定に基づく交付の契約によって生じる権利の全部又は一部をジェトロの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 ジェトロが第17条の規定に基づく確定を行った後、補助交付契約者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助交付契約者がジェトロに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、ジェトロは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助交付契約者から債権を譲り受けた者がジェトロに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定す

る承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) ジェトロは、補助交付契約者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) ジェトロは、補助交付契約者による債権譲渡後も、補助交付契約者との協議のみにより、補助金の額その他の補助金採択決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該補助金採択決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助交付契約者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助交付契約者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、ジェトロが行う弁済の効力は、ジェトロが支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

#### (事故の報告)

第14条 補助交付契約者は、本事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6「事故報告書」をジェトロに提出し、その指示を受けなければならない。

#### (状況報告)

第15条 補助交付契約者は、本事業の遂行及び収支の状況について、ジェトロの要求があったときは速やかに様式第7「状況報告書」をジェトロに提出しなければならない。

#### (実績報告)

第16条 補助交付契約者は、本事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は様式第2「補助金採択決定通知書」記載の本事業「事業実施期限」の日のいずれか早い日までに様式第8「実績報告書」をジェトロに提出しなければならない。

- 2 補助交付契約者は、自己の責めに記載ない理由により前項の実績報告書を提出できない場合は、ジェトロにその旨申し出、承認を得ることにより、期限について猶予することができる。
- 3 補助交付契約者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第17条 ジェトロは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9「補助金確定通知書」により補助交付契約者に通知する。

- 2 第11条に従い計画変更された場合には、補助金の額を再度確定のうえ、これを通知するものとする。

#### (補助金の支払)

第18条 前条の「補助金確定通知書」を受け取った補助交付契約者が補助金の支払いを受けようと

するときは、様式第10「精算払い請求書」による請求書（請求金額には当該通知書に記載された確定額を記入する。）をジェットロに提出しなければならない。

- 2 天変地異、政変、騒乱、感染症、テロ等の不可抗力事由、その他、ジェットロ又は補助交付契約者の責めに帰せざる事由により、補助金の支払いが不能または遅滞となる場合、ジェットロは補助交付契約者に対する補助金額の支払の不能または遅滞について一切の責任を負わない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第19条 補助交付契約者は、本事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11「消費税額及び地方消費税の額の確定に伴う報告書」により速やかにジェットロに報告しなければならない。

- 2 ジェットロは、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。この場合、補助交付契約者はジェットロの指定する方法及び期限にて、当該金額を返還しなければならない。
- 3 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付契約の解除等）

第20条 ジェットロは、第9条の補助交付契約の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条の交付の契約の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）補助交付契約者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくジェットロの処分若しくは指示に違反した場合
- （2）補助交付契約者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）補助交付契約者が、本事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- （4）補助交付契約者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- （5）補助交付契約者が、申請内容の虚偽、本補助金を活用して取り組む事業について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合。
- （6）補助交付契約者が、別添2「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に違反した場合
- （7）補助交付契約者が、別添3「談合等の不正行為に関する事項」に違反した場合

- 2 ジェットロは、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 ジェットロは、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（財産の管理等）

第21条 補助交付契約者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助交付契約者は、単価50万円以上（税抜き）以上の取得財産等について、様式第12「取得財産等管理台帳」を備え管理しなければならない。

- 3 補助交付契約者は、単価50万円以上（税抜き）当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める様式第8「実績報告書」に様式第12「取得財産等管理台帳」を添付しなければならない。
- 4 ジェトロは、補助交付契約者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度に、ジェトロが指定する口座に納付させることができる。この場合、補助交付契約者はジェトロの指定する方法及び期限にて、当該金額を返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上（税抜き）の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
  - 3 補助交付契約者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第13-1「取得財産処分承認申請書」をジェトロに提出し、その承認を受けなければならない。
  - 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（知的財産権等に関する届出）

- 第23条 補助交付契約者は、本事業に係る発明、考案等に関して、本事業実施期間に特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等（以下「知的財産権等」という。）を出願もしくは取得した場合又はそれを譲渡し、もしくは実施権又は使用权を設定した場合は、当該知的財産権の取得等の状況について、遅滞なく様式第14「知的財産権取得状況報告書」をジェトロに提出しなければならない。

（成果等の発表）

- 第24条 ジェトロ及び経済産業省は、本事業の概要及び成果について必要があると認めるときは、補助交付契約者に発表させることができるものとする。この場合、補助交付契約者は、ジェトロ及び経済産業省の指示に従い、その発表を行うものとする。

（損害賠償）

- 第25条 補助交付契約者は、自らが本規程に違反してジェトロ又は経済産業省に損害を与えたときは、ジェトロ又は経済産業省に対しその被った一切の損害額（直接の損害額に加え、ジェトロ又は経済産業省が補助交付契約者の本規程違反に対応するために要した費用《ジェトロ又は経済産業省の従業員若しくはジェトロ又は経済産業省が指定する第三者の人件費、実費その他。》及びジェトロが支出した見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用、並びに支給済みの補助金の確定額等を含むが、これに限られない。）を賠償する責を負う。
- 2 補助交付契約者がジェトロの承認した計画に基づき事業を実施し、それによって補助交付契約者、及び第三者が被った一切の損害について、ジェトロ及び経済産業省はその責を負わない。

（個人情報保護に関する取扱い）

- 第26条 ジェトロは、補助申請者に関して得た情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に従って取り扱うものとする。
- 2 ジェトロは、本事業の遂行、成果の報告等のために必要とされる場合には、経済産業省に対して補

助申請者に関して得た情報を提供することができる。この場合において、補助申請者は、本事業の公募要領（別添 1）に基づき当該情報提供に同意したものとみなす。

（反社会的勢力排除に関する誓約）

第 2 7 条 補助交付契約者は、本書別添 2 に記載の「反社会的勢力排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（談合等の不正行為に関する事項）

第 2 8 条 補助交付契約者は、本書別添 3 に記載の「談合等の不正行為に関する事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（環境社会配慮）

第 2 9 条 補助交付契約者は、本書別添 4 に記載の「環境社会配慮に関する留意事項」について確認しなければならず、交付契約宣誓書の提出をもって、環境や社会への負の影響の回避又は最小化に努め、環境及び環境社会に配慮した事業を遂行することに同意したものとする。

（海外安全管理）

第 3 0 条 補助交付契約者が本事業を実施するために、海外に渡航する場合及び渡航中において、「外務省 海外安全ホームページ」における渡航先の（経由地を含む）海外安全情報を確認するとともに、感染症危険情報、スポット情報についても確認し、緊急時にジェットロ（現地事務所を含む）並びに経済産業省・外務省（現地公館を含む）の指示に従い、安全の確保に努めなければならない。

2 補助交付契約者が本事業を実施する国・地域については「外務省 海外安全ホームページ」に基づき以下の条件とし、補助交付契約者は本事業実施中、滞在国（移動のための滞在国を含む）にて天変地異・戦争・テロ・感染症・事件事故等が発生した場合、速やかに状況の報告を行い、ジェットロ並びに経済産業省・外務省の指示に従い、安全の確保に努めなければならない。また、事業実施中に危険度の引き上げが生じた場合においては、ジェットロ及び経済産業省と事業の継続等について協議を実施し、その指示に従うこととする。

（1）レベル 1 の国・地域

最新の安全情報を確認の上、十分な安全対策及び連絡体制を講じ、渡航計画（滞在場所・地域、滞在期間、滞在予定者、活動内容、現地連絡先等）を作成、ジェットロに提出したうえで事業を実施すること。また、事業の変更等が生じる場合については、速やかにジェットロ並びに経済産業省と協議のうえ、その結果・指示に従うこととする。

（2）レベル 2 以上の国・地域

当該国への渡航を伴う事業実施は原則不可とする。ただし、補助契約者の当該事業実施国における海外拠点で勤務する社員又は ASEAN 現地パートナー企業・団体による事業実施、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置のもとでの事業実施等についてはこれに該当しない場合がある。また、レベル 1 の国・地域と同様、十分な安全対策及び連絡体制を講じ、渡航計画（滞在場所・地域、滞在期間、滞在予定者、活動内容、現地連絡先等）を作成、ジェットロに提出したうえで事業を実施すること。

3 本事業においては、補助交付契約者の海外渡航に際し、常にその安否が確認できるよう緊急連絡網を作成し、ジェットロに共有するものとする。

4 本条前項の緊急連絡先については、人事異動や担務変更などの理由により、やむをえず変更となる際には、速やかに届け出のうえ、常に最新情報を維持するものとする。

5 前3項に基づき、補助交付契約者より提出された渡航計画ならびに緊急連絡先等の情報は、本事業の遂行ならびに緊急時の対応のみの利用とし、本事業以外の業務では利用しないものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第31条 補助交付契約者は、本事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち履行補助者その他の第三者の秘密情報（履行補助者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助交付契約者は、本事業の一部を履行補助者に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。履行補助者又は補助交付契約者若しくは履行補助者の役員若しくは従業員による情報漏えい行為も補助交付契約者による違反行為とみなし、当該行為が発生した場合、補助交付契約者は違反行為者と連帯してその責めを負うものとする。

3 本条の規定は本事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(遵守事項)

第32条 ジェトロ及び経済産業省は、補助交付契約者に対し、本規程に定めるもののほか、適宜、指示を行い、条件を付し、また、必要と認める書類の提出を求めることができる。この場合、補助交付契約者は、速やかに当該指示に従い、条件を遵守し、また、必要書類を提出するものとする。

(紛争時の合意管轄)

第33条 ジェトロ及び補助交付契約者は、本事業に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

別表

補助対象経費	補助率
人件費、旅費（招聘分含む）、機械設備費、備品費（ソフトウェア含む）、消耗品費、印刷製本費、会議費、謝金、外注費、補助員人件費、賃借料及び使用料、広告費、委託費、その他事業を実施するために必要な経費	<p>【通常枠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業 2分の1以内（上限2,000万円までを補助）</li> <li>・ 大企業 3分の1以内（上限1,000万円までを補助）</li> </ul> <p>【特別枠】（設備投資、プラットフォーム構築などの大型案件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業 2分の1以内（上限4,000万円までを補助）</li> <li>・ 大企業 3分の1以内（上限4,000万円までを補助）</li> </ul>

※中小企業は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業者及び個人とする。なお、次の(1)～(7)のいずれかに該当する者は、中小企業ではなく、大企業と見なします。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)(2)に該当する中小企業が所有している中小企業
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (6) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者
- (7) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

※1 資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当します。（以下を除く）

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※2 本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及ぶ。

## 1. 事業の目的

日本貿易振興機構（ジェトロ）は、経済産業省からの受託による「アジア DX 等新規企業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）」を実施します。

現在、インドでは国内の経済や社会面での課題の解決につながるデジタルを活用したビジネスのニーズは高くビジネスチャンスが拡大しています。また、インド国内のみならず、インドで構築・立証された新社会インフラシステムや個別のイノベーションが、将来的には先進国へ還流・普及していくリバースイノベーションも期待されています。

本事業では、日本企業とインドを含めた新興国企業等との連携を促進し、デジタル技術を活用した新興国進出や新事業創出に資することを目的として、新たな商品やサービスの開発および実証・評価を行う日印両国の連携案件を支援します。

## 2. 事業の内容

デジタル技術の活用が進んでいる分野（（2）対象分野）において、下記「4. 応募資格要件」を満たす日本法人・団体が、インドを含めた新興国企業・各種法人等との連携によるデジタル技術の画期的な利用による商品・サービスの開発・運用・評価等を通じ、事業化の可能性を検証するものとします。

### （1）対象国：

インドまたは日本

### （2）対象分野

ヘルスケア、モビリティ、ファイナンス、ロジスティクス、セキュリティ、コロナ感染対策、カーボンニュートラル、その他デジタル技術の活用によって社会課題の解決に資する分野

### （3）対象案件要件

- ・対象分野の新規ビジネス創出につながる先進的な事業であること。
- ・案件実施にあたり連携するインドを含めた新興国企業・各種法人等（※）が決定していること。
- ・早期（本事業終了後概ね 2 年以内）に実施国での事業開始または事業継続見込みがあること。
- ・本事業を実施する際には、以下のうち 2 つ以上について取り組むこと
  - 1) インドへ試作品、製品またはサービスを輸出する。
  - 2) インドから試作品、製品またはサービスを輸入する。
  - 3) インドに現地法人を設立する。
  - 4) インドに工場を設立する。
  - 5) インドに研究施設等を設立する。
  - 6) インドのインキュベーションセンターに入居する。
  - 7) インド市場へアプリケーション（インディアスタック実装）を展開する。
  - 8) インド人新卒をインターンで受け入れる。
  - 9) インド人新卒を雇用する。
  - 10) インド人技術者を雇用する。
  - 11) インド企業に資本参加する。
  - 12) インド企業と NDA(秘密保持契約書) を締結する。
  - 13) インドのシンポジウム、ウェビナー、ハッカソン、JAPAN DAY 等に参加する。

14) インドでの実証後の日本へのリバースイノベーションにかかる計画を立てる。

※インドを含めた新興国企業・各種法人等の定義

大企業、財閥、中小企業、医療機関、地方自治体、民間団体（商工会議所等）など。ただしインドに本社・本部あるいは現地法人が登記されていること。補助申請者と資本関係にある場合、補助申請者の出資比率が10%以上は対象外。補助申請者の出資比率が50%超の関連会社による出資比率が50%超で持分法適用会社である現地企業・団体も対象外とする。

(4) 事業実施期間：交付決定日～2022年1月31日

(5) 補助率・補助額

【通常枠】

中小企業：上限2,000万円（税抜）、かつ補助対象経費の2分の1以内を上限に補助  
大企業：上限1,000万円（税抜）、かつ補助対象経費の3分の1以内を上限に補助

【特別枠】（設備投資、プラットフォームなどの大型案件※）

中小企業：上限4,000万円（税抜）、かつ補助対象経費の2分の1以内を上限に補助  
大企業：上限4,000万円（税抜）、かつ補助対象経費の3分の1以内を上限に補助

※特別枠は、以下のいずれかに該当する事業となります。

- ・補助対象経費の半分以上を設備費等が占める事業
- ・広域（インド3州以上）で実証を行う事業
- ・インド政府が推進するデジタルインフラの改善に参画する事業（インディアスタックを実装したソフトウェアでインドの社会課題の解決に資する事業を含む）

※通常枠・特別枠いずれか1枠にご応募ください。なお、応募状況によって事務局で調整を行う場合がございます。

(6) 採択予定件数

【中小企業】

通常枠：6件程度

特別枠：1件程度

【大企業】

通常枠：3件程度

特別枠：1件程度

※中小企業基本法に基づく中小企業の要件を満たす法人

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)	
	資本金	従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下

旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下

資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。

常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。

※ 資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当します。（以下を除く）

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

なお、次の(1)～(7)のいずれかに該当する者は、中小企業ではなく大企業と見なします。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)(2)に該当する中小企業が所有している中小企業
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (6) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者
- (7) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

※本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。

### 3. 補助対象経費

事業の遂行に直接必要な経費であり、かつ以下の経費項目について、補助交付契約者が直接支出した経費を補助します。また、補助金は、本事業完了後に補助事業実績報告書の提出を受け、ジェットロによる確定検査後に精算払います。

経費項目	主な経費支出可能項目例 ※ジェットロが認めたものに限る
人件費	国内外で事業に従事する者の作業時間に対する人件費
旅費※	事業を実施するために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
機械設備費	事業を実施するために必要な機械装置の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕等に必要な経費及び実証を実施するために直接必要な機械装置を製作するために必要な工具 器具備品（木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
備品費（ソフトウェア含む）	事業を実施するために必要な物品（1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費。取得単価が10万円以上（消費税込み）のもの。
消耗品費	事業を実施するために必要な物品（使用可能期間が1年未満のもの）であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費。取得単価が10万円未満（消費税込み）のもの。
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
会議費	事業を実施するために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
外注費	補助交付契約者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ外注するために必要な経費。

	外注費は、原則として補助事業に要する額の5割未満とするが、割合に拘らず外注を行うことの合理性等に鑑み判断する。なお、5割以上となるケースであっても事業実施のために必要と認められる場合可となる可能性もある。
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
賃貸料及び使用料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
広告費	事業を実施するために必要な国内外で宣伝・広報に要する経費
委託費	補助交付契約者が事業を実施するために一部の業務を他者に行わせるために必要な経費（委任契約）。委託の経費は原則として補助事業に要する額の5割未満とする。
その他事業を実施するために必要な経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの

※外務省海外安全情報及び感染症危険情報 (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>) に基づく海外危険情報レベル又は海外危険情報レベル2～4の場合は当該国への渡航を伴う事業実施は原則不可とします。実際の事業実施にあたってはジェットロと協議の上、実施を決定することとします。

(1) 補助対象として計上できない経費

- ・ 賃貸物件等の賃料、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、建物等施設に関する経費
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機、机、椅子、書棚など）の購入費
- ・ 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）
- ・ 特許出願関連費用
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ 自己都合によるキャンセル費（セミナー会場、航空賃等）
- ・ 自社調達、100%子会社等に調達・委託・外注した際の価格に含まれる利益相当分
- ・ 金融機関等への振込手数料（発注先が負担する場合を除く。）
- ・ 借入金等の支払利息及び遅延損害金
- ・ 為替差損
- ・ 中間・確定経理検査及びジェットロとの打ち合わせに係る費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 自社内の打ち合わせのみを目的とした出張経費、出張先での本事業以外の自社活動をしていた出張期間の宿泊費、現地移動費
- ・ その他事業に関係ない経費

(2) 補助対象経費は、補助事業実施期間内に補助事業のために支払を行ったことを確認できるものに限ります。

(3) 採択後、交付契約手続きの際には本事業における発注先の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるように見積書を提出する必要があります。原則として2者以上から同一条件により見積もりを取得することが必要です。したがって、申請の準備段階にてあらかじめ複数社から見積書を取得いただくと採択後、円滑な事業の開始が可能です。ただし、発注内容の性質上2者以上から見積を取得することが困難と認められる場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることが可能です。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要になります。

(4) 補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して算定してください。

- (5) 補助事業終了後、事業者より提出いただく報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、支払額を確定します。支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって、実際に支出した費用に補助率を乗じた額の合計となります。このため、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となりますので、採択後にお渡しする補助事業事務処理マニュアルに基づき、適切に経理処理及び書類の管理を行ってください。また、支出額及び内容についても厳格に審査を行いますので、補助目的に適さない支出については、補助の対象外とします。

#### 4. 応募資格要件

本事業への申請に際して、下記の条件をすべて満たしていることを交付申請書の提出時に誓約することを必須とします。

- (1) 日本法人（登記法人）である民間企業、財団法人、社団法人、学校法人、独立行政法人など、またはそれらの共同体であり、実証対象となる次項の実質的な業務に従事していること。  
※複数の法人による共同提案も可能ですが、その際はジェットロから連絡を取る窓口及び経費の支払い窓口として代表一者を幹事法人としてください。  
※協力関係にある企業（商社、メーカー、コンサルタント等）から同一案件を別々に公募する重複応募はご遠慮ください。
- (2) 実施主体はインドを含めた新興国企業・各種法人等との連携による2者以上であること。
- (3) 本事業を的確に遂行する組織、人員等（過去に類似業務実績を有するあるいは同種業務の実績等を有する人員など）を有し、実施体制および管理体制が整備できており、ジェットロの要請に応じた経理及びその他の事務についての説明・報告ができること。
- (4) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (5) 公示の日から公募書類の受領期限までの間、ジェットロ、省庁及び団体等が定める補助金交付停止、契約指名停止等に該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (7) 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- (8) 反社会的勢力、またはこれに類似する企業・団体・個人でないこと。
- (9) 同一の事業にて、これまで日本政府・公的機関から補助金等を受領していないこと、または受領する予定がないこと。
- (10) 本事業の成果普及のため事業実施報告書の概要を公表することや事業の成果把握のためにジェットロが実施するフォローアップアンケート等に協力すること。

## 5. 応募の手続き

### (1) 公募期間

公募開始：2021年5月17日（月）

公募締切：2021年6月16日（水）（17：00）必着

公募採択発表：2021年7月下旬予定

### (2) 応募方法

公募締切までに、「応募フォーム」に必要事項をご入力、以下「提出書類」を添付し、送信してください。

※送信後に、アジア DX 等新規事業創造推進支援事務局よりメール受領の確認メールが自動送信されます。確認メールが届かない場合は送信が完了していませんので、受領確認メールが届いたことを必ずご確認ください。

※写真やパンフレット等の容量の大きい提出物は、申請に必要な箇所を抜粋して送付をお願いします。

※応募処理は郵送や持参による提出は受け付けません。資料に不備がある場合には審査対象となりませんのでご注意ください。

※締切を過ぎた申請は受け付けできませんので、期限までに必着（送信完了）となるように対応ください。

※応募フォームへアクセスができない場合は、メールでご相談いただきますようお願いいたします。（メールアドレス：[DX\\_INDIA@jetro.go.jp](mailto:DX_INDIA@jetro.go.jp)）

### 【提出書類一覧表】

- ① 交付申請書（様式第1）
- ② 個別案件票（企業概要）（様式第1別紙1） ※応募フォームに直接入力
- ③ 個別案件票（事業詳細）（様式第1別紙2）
- ④ 経費概算書（様式第1別紙3）
- ⑤ プロジェクト概要資料（日・英）（様式第1別紙4）
- ⑥ 会社概要等（パンフレット等を添付）
- ⑦ 直近3年の決算報告書と財務諸表（書式自由）※単体ベース。連結がある場合には連結決算も併せて提出。 ※設立後3年未満の場合は、提出可能な年のみで可。
- ⑧ その他参考資料（書式自由）

※この公募に関して提出書類にご記入いただいた個人情報、本事業の遂行、成果の報告等のために必要とされる場合は、経済産業省に提供します。

※提出された応募書類は、機密保持には十分に配慮した上で、審査・管理・確定・精算・政策効果検証等に使用します。また、応募書類は返却いたしません。機密保持には十分配慮しますが、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、原則として、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

※応募書類に記載する内容は、採択後行う交付契約内容の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみを記載してください。採択後であっても、補助申請者の都合により記載された計画に大幅な変更があった場合には補助対象外となる場合があります。（本公募要領6. 補助交付契約者の義務（2）参照）

※採択に際し、ジェットロと応募者との調整により、予算額の範囲内で提案内容を変更していただく場合や、提案内容の変更を条件として採択を行う場合があります。ジェットロと応募者との調整が不調に終わった場合は採択されません。また事業実施の進捗を鑑み、採択後に実施内容を調整させていただく場合もあります。

### [応募フォーム](#)

### (3) 公募説明会の開催

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公募説明会は実施しません。ご質問は、専用フォームにて6月10日（木）まで受け付けます。「(4) お問合せ方法」をご確認ください。

### (4) お問合せ方法

公募内容に関するご質問は5月17日（月）～6月10日（木）の間に、お問合せフォームにて受付し、5営業日以内に回答いたします。お問合せの前には、本ウェブサイトに掲載している「FAQ（よくある質問）」をご一読ください。なお、お問合せ内容については、本ウェブサイトにて公開することがありますので、ご了承ください。

[お問合せフォーム](#)

## 6. 補助交付契約者の義務（交付契約後に遵守すべき事項）

本事業の交付契約を締結した補助交付契約者は、以下の条件等を遵守ください。

- (1) 交付契約宣誓日以前に発生（発注含む。）した経費は補助対象にはなりません。
- (2) 交付契約後、本事業の経費の配分もしくは内容を変更しようとする場合、又は本事業を中止や廃止をしようとする場合は、事前にジェトロの承認を得なければなりません。計画変更の内容によっては、補助対象外となる、あるいは補助金返還を求められる場合があります。
- (3) 取得財産等のうち単価 50 万円以上（税抜き）の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）については、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (4) 交付申請書提出の際、消費税及び地方消費税等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。補助交付契約者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入れの際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税当仕入れ控除税額」といいます。
- (5) 補助交付契約者は本事業の遂行および収支の状況について、ジェトロから要求があった場合は速やかに状況報告書を作成し、ジェトロに提出しなければなりません。
- (6) 事業期間中、補助交付契約者は以下の資料を定期的にジェトロへ提出してください。  
【翌月10日まで】
  - ・当月の事業実施結果（トピックス・課題）
  - ・翌月の事業実施予定
  - ・進捗管理表
  - ・収支実績報告書（所定フォーム）および証憑類のコピー
- (7) 補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日、または、2022年1月31日のいずれか早い日までに実績報告書をジェトロに提出しなければなりません。
- (8) 本事業の進捗状況確認のため、ジェトロが実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院や事務局等が抜き打ちで実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合はこれに従わなければなりません。
- (9) 本事業を実施することにより知的財産権等が発生した場合は、その権利は補助交付契約者に帰属します。
- (10) 支払額は、経費概算書に記載の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計です。このため、すべての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要です。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については支出額の対象外となる可能性があります。なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象になります。
- (11) 補助交付契約者が交付契約に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の返還命令等の指示、不正の内容の公表等を行うことがあります。

- (12) 本事業の成果普及のためセミナーや報告書等により補助交付契約者との協議を経たうえで次号報告書の概要を公表する場合があります。また、各種委員会等の場で報告書の内容について説明いただく場合があるほか、当該国・地域でビジネスをする上での課題や成果等として政府・関係機関にフィードバックする場合があります。
- (13) 独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約する場合、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされています。ジェットロにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること、またジェットロとの間の取引高が、総売上高または事業収入の3分の1以上を占めている場合は、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で応募していただきます。

## 7. 審査・採択の通知等

### (1) 審査方法

- ・採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。
- ・公募締め切り後に必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・なお、以下の審査基準のうち、一定の項目を満たさない事業計画については不採択となります。

	評価基準	評価のポイント
1	事業計画の妥当性、事業効果	<p>1. 基礎要件 「2. 事業の内容（3）対象案件要件」および「4. 応募資格要件」をすべて満たしていること</p> <p>2. 実施可能性 ・事業の実施方針や方法、計画・スケジュール・経費は適切か。 ・成果創出のための工夫があるか ・本事業を円滑に遂行するためのインド側パートナーは適切か、十分に連携できる見込みがあるか</p> <p>3. 革新性・社会性 ・事業で活用する技術、ノウハウ、サービス等が、既存の製品やサービスと差別化を図れる革新性・社会性を有しているか。 ・社会課題の解決に資するものか。</p> <p>4. 波及効果 ・事業の成果により日印のビジネス環境の改善、新市場の創出、プラットフォーム化等が見込める案件か。</p>
2	応募法人の体制	<p>法人の資質・安定性、実施体制 ・事業を円滑に遂行するために事業規模等に適した組織、人員等を有しているか。 ・また、事業の関連分野に関する実績、知見等を有しているか。</p>

### (2) 審査結果の通知・公表

- ・採択案件決定後、申請者全員に対して、速やかに採択不採択の結果を事務局から通知します。  
なお、審査の経過やその内容（不採択理由を含む）に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。
- ・採択された案件は、受付番号、商号又は企業名（法人番号を含む）、案件名等をホームページ等に公表します。

(3) 採択後の手続き

- ・採択後、ジェトロは、補助申請者から「交付契約宣誓書」の提出を受けた後、申請書の事業費を原則上限とし、事業計画及び補助対象経費を精査した上で、「交付契約通知書」を発出します。

日本貿易振興機構（ジェトロ）対日投資部 対日投資課 DX 推進チーム

担当：清水、菊川、安池

[お問合せフォーム](#)

Email: DX\_INDIA@jetro.go.jp

TEL: 03-3582-5644

「反社会的勢力排除に関する誓約事項」

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、本事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当せず、かつ、いずれにも該当しなくなった日から5年間以上経過していることを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、関係団体、暴力団準構成員、暴力団関連企業又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、関係団体、暴力団準構成員、暴力団関連企業の構成員（以下「反社会的勢力」という。）であるとき。

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

（3）役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（4）役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

### 別添 3

#### 「談合等の不正行為に関する事項」

（談合等の不正行為による契約の解除）

第1条 ジェトロは、次の各号のいずれかに該当したときは、第9条の補助交付契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、補助交付契約者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条若しくは第6条の規定に違反し、又は補助交付契約者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第一号、第二号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が補助交付契約者に対し、独占禁止法第7条第1項の規定若しくは独占禁止法第8条の2第1項の規定に基づく排除措置命令、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定若しくは独占禁止法第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該排除命令又は納付命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、補助交付契約者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 本契約に関し、補助交付契約者（補助交付契約者の代表者又は補助交付契約者の所属者を含む。）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条、又は独占禁止法第89条第1項、第90条第一号、若しくは第95条第1項第一号、第三号に規定する刑が確定したとき。

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第2条 補助交付契約者は、前条第一号又は第二号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しをジェトロに提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金の納付を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為の場合の損害賠償等）

第3条 補助交付契約者が、補助交付契約に関し、第1条各号のいずれかに該当したときは、ジェトロが補助交付契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、かつ、ジェトロが損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、補助交付契約者は第17条に定める補助金の確定額の100分の10に相当する額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）としてジェトロの指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、ジェトロ又は経済産業省に生じた実際の損害額（直接の損害額に加え、ジェトロ又は経済産業省が補助交付契約者の契約違反に対応するために要した費用《ジェトロ又は経済産業省の従業員若しくはジェトロが指定する第三者の人件費、実費その他。》及びジェトロが支出した見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用、並びに支給済みの補助金の確定額等を含むが、これに限られない。）が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、ジェトロがその超える分について補助交付契約者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

3 本条の規定は、補助交付契約の期間満了後も有効に存続するものとする。

## 別添 4

### 「環境社会配慮に関する留意事項」

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、下記のすべての事項について留意し、環境及び社会に配慮した事業を遂行することとします。

1. 国際法、国内法令を遵守し、法律違反となる行為は禁止します。
2. 環境破壊や社会不安に繋がる反社会的な経済活動や資源調達を禁止します。  
例えば、基準違反や公害発生等の迷惑行為、不適切な廃棄物処理、自然破壊等を引き起こす資源調達方法、省エネやリサイクルに反した経済行為等は禁止します。
3. CSR を積極的に社内活動に取入れ、その啓蒙活動に努めます。
4. ISO26000 等の採用促進、社内での CSR 規約作りに取り組みます。
5. 社員の能力開発、人材育成に努めます。  
例えば、社員の能力開発、技術習得、正規学校教育履修への補助や便宜を実施します。
6. 労働関連の社内ルールを確立し、安全かつ快適な労働環境を作ります。  
例えば、就業規則を見える化し、安全かつ健康的な労働環境を整備します。
7. 社内の意思決定システムの見える化、責任所在の明確化に努めます。  
例えば、円満なコミュニケーションシステムの確立、社内意思決定や責任所在を明確化します。
8. 相手国の宗教、文化、社会伝統等を尊重します。
9. 人権を尊重し、ジェンダーや障がい者といった社会的弱者の課題に、配慮します。

様式第 1

年 月 日

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

独立行政法人日本貿易振興機構  
対日投資部長 河田 美緒 殿

アジア DX 等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）  
交付申請書

アジア DX 等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）交付規程（以下「交付規程」という。）の定めることに従うことを承知の上、第 6 条の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

申請者	プロジェクト名		
	企業・団体名		
	企業規模(☑:要チェック)	<input type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> 大企業 <input type="checkbox"/> 右記確認済：公募要領「2. 事業の内容(6)採択予定件数」に記載の 中小企業・大企業の要件	
	申請枠(☑:要チェック)	<input type="checkbox"/> 通常枠 <input type="checkbox"/> 特別枠	
	代表者役職・氏名		印または署名
	所在地		
	補助事業実施に要する 経費		円
	別添確認(☑:要チェック)	<input type="checkbox"/> 個別案件表(様式第 1 別紙 1・2) <input type="checkbox"/> 経費概算書(別紙 3)	

※こちらは提出不要です。応募フォームに入力をお願いします。

様式第1別紙1

「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）」  
個別案件票（企業概要）

プロジェクト名：

1. 補助申請者概要

申請企業名	
法人番号（13桁）	
企業規模	<input type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> 大企業
課税所得の年平均額	確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額について、下記のいずれかにチェックしてください。 （課税所得額が15億円超の年がある場合、過去3年分の課税所得額を記載してください）  <input type="checkbox"/> 過去3年の課税所得額はいずれも15億円以下である <input type="checkbox"/> 過去3年のうち課税所得額は15億円超の年がある 過去3年それぞれの課税所得額を記載してください。 <課税所得額：（前年）○億円、（2年前）○億円、（3年前）○億円>  ※上記への該当有無確認のため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を求めることがあります。
資本金（単位：千円）	
出資者の名称（比率）	○○○○（▲▲%）、□□□□（✖✖%）
申請枠	<input type="checkbox"/> 通常枠 <input type="checkbox"/> 特別枠
代表者 氏名	
代表者 役職名	
ホームページ URL	
住所	
設立年月（西暦表記）	
従業員数	
業種	
業務概要	
共同提案企業（単独申請の場合は不要）	

2. 連絡担当者

氏名	
役職	
電話番号	
メールアドレス	

3. 連携するインドを含めた新興国企業・各種法人等の概要 ※インドに登録されている必要があります。

名称	
代表者氏名	
代表者役職名	
ホームページ	
住所	
設立年月（西暦表記）	

資本金（単位：千円）	
従業員数	
業種	
業務概要	

**4. 応募資格要件** 全空欄に該当することを確認し、レ点を入れること。

	日本法人（登記法人）である民間企業、財団法人、社団法人、学校法人、独立行政法人など、またはそれらの共同体であり、実証対象となる次項の実質的な業務に従事している。
	実施主体はインドを含めた新興国企業・各種法人等との連携による2者以上である。
	本事業を的確に遂行する組織、人員等（過去に類似業務実績を有するあるいは同種業務の実績等を有する人員など）を有し、実施体制および管理体制が整備できており、ジェトロの要請に応じた経理及びその他の事務についての説明・報告ができること。また、本事業の成果普及のため事業実施報告書の概要を公表することや事業の成果把握のためにジェトロが実施するフォローアップアンケート等に協力する。
	予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものである。
	公示の日から公募書類の受領期限までの間、ジェトロ、省庁及び団体等が定める補助金交付停止、契約指名停止等に該当していない。
	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でない。
	国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていない。
	反社会的勢力、またはこれに類似する企業・団体・個人でない。
	同一の事業にて、これまで日本政府・公的機関から補助金等を受領していない、または受領する予定がない。

**5. 対象案件要件①** 全空欄に該当することを確認し、レ点を入れること。

	対象分野の新規ビジネス創出につながる先進的な事業である。
	案件実施にあたり連携するインドを含めた新興国企業・各種法人等が決定している。
	早期（本事業終了後概ね2年以内）に実施国での事業開始または事業継続見込みがある。

**対象案件要件②** 事業を実施する際の取り組みについて、該当事項2つ以上に、レ点を入れること。

	インドへ試作品、製品またはサービスを輸出する。
	インドから試作品、製品またはサービスを輸入する。
	インドに現地法人を建てる。
	インドに工場を建てる。
	インドに研究施設等を建てる。
	インドのインキュベーションセンターに入居する。
	インド市場へアプリケーション（インディアスタック実装）を展開する。
	インド人新卒をインターンで受け入れる。
	インド人新卒を雇用する。
	インド人技術者を雇用する。
	インド企業に資本参加する。
	インド企業とNDA（秘密保持契約書）を締結する。
	インドのシンポジウム、ウェビナー、ハッカソン、JAPAN DAY等に参加する。
	インドでの実証後の日本へのリバースイノベーションにかかる計画を立てる。

**対象案件要件③** 【特別枠に応募の場合のみ】いずれかの空欄にレ点を入れること。

	総事業費の半分以上を設備費等が占めている。
	広域（インド3州以上）で実証を行う。
	インド政府が推進するデジタルインフラの改善に参画する（インディアスタックを実装したソフトウェアでインドの社会課題の解決に資するものを含む）

「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）」  
個別案件票（事業詳細）

※以下9点が明記されていれば書式自由。ただし自由書式提出時は、下記9点が提出書類のどこに記載されているか「書類名」「ページ数」「段落」「行数」を本書式に明記の上、提出すること。

① プロジェクト名	
② 実証地域 (例：ラジャスタン州)	
③ 申請事業の概要 (目的、ターゲット市場の現状分析、目標成果)	
④ 実施体制 (統括者、統括者の履歴、従事者、経理担当、人員配置、連携事業者等)	
⑤ 連携事業者との関係 これまでの接点	
⑥ 方法 連携事業者との役割分担、スケジュール	
⑦ 実現可能性 (事業終了後の事業化、収益化等)	
⑧ 革新性・社会性 (既存のサービス等との差別化等)	
⑨ 波及効果 (ビジネス環境の改善や新規市場の創出等)	
⑩ その他補足	

様式第1別紙3

「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金(日印経済産業協力事業)」

事業経費概算

区分	内訳	単価(千円)	数量	単位	数量	単位	計(千円)
<b>1.人件費</b>							0
	① 国内人件費						0
		×		日	×	人	0
		×		日	×	人	0
	② 海外人件費						0
		×		日		人	0
		×		日	×	人	0
<b>2.事業費</b>							0
	① 旅費						0
		×			×		0
		×			×		0
		×			×		0
		×			×		0
	② 機械設備費						0
		×			×		0
		×			×		0
	③ 備品費(ソフトウェア含む)						0
		×			×		0
		×			×		0
	④ 消耗品費						0
		×			×		0
		×			×		0
	⑤ 印刷製本費						0
		×			×		0
		×			×		0
	⑥ 会議費						0
		×			×		0
		×			×		0
	⑦ 謝金						0
		×			×		0
		×			×		0
	⑧ 外注費						0
		×			×		0
		×			×		0
	⑨ 補助員人件費						0
		×			×		0
		×			×		0
	⑩ 賃貸料及び使用料						0
		×			×		0
		×			×		0
	⑪ 広告費						0
		×			×		0
		×			×		0
	⑫ その他経費						0
		×			×		0
		×			×		0
<b>3.委託費</b>							0
							0
<b>4.合計</b>	1. + 2. + 3.						0

(注1) 区分(人件費、事業費、委託費等)は変更しないようお願いいたします。

(注2) 記載している内訳は例示。事業費領の経費区分に応じて必要経費を記載してください。

# 企業名○○○○○○○○

企業ロゴ

企業URL <https://>

- 所在地：
- 従業員： 名
- 会社設立年： 年
- 事業内容：

## プロジェクト名

- ○○○○○○○○

## 現地企業や政府との協力・連携

- 現地パートナー：○○○○
- 協力・連携の内容：○○○○

提案事業を端的に示す写真や図などのビジュアル資料を1点以上掲載

## 同社が取り組む経済・社会課題と手法

- ○○○○（現地の経済・社会課題の概要）
  - ・現地の経済・社会課題の概要を記載。
  - ・記載内容を裏付ける具体的なデータがあれば合わせて記載。
- ○○○○
  - ・上記課題の解決に資する提案、手法。
  - ・本事業で開発する製品、サービス等のユニークな点、他社と差別化できる点を明記すること。
  - ・これまでの当該ビジネスにおける実績があれば合わせて記載。

# Company name

Logo

https://

- Address:
- Employees:
- Established in:
- Business:

Project name

- ○○○○○○

Cooperation with local companies/governments

- Local partners: ○○○○○○

Photo

Targeted economic/social issues and solutions

- ○○○○○○○○

- ○○○○○○○○

番 号  
年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て

独立行政法人日本貿易振興機構  
対日投資部長 河田 美緒

アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）  
補助金採択決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付にて申請のありましたアジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）については、交付規程第7条の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助交付契約者名
2. 補助申請者名
3. 事業実施期限
4. 事業経費概算額
  - (1) 補助事業に要する経費
  - (2) 補助対象経費
  - (3) 補助金上限額
  - (4) その他採択の条件

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構  
対日投資部長 河田 美緒 殿

申請者 住所  
氏名 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）  
交付契約宣誓書

アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）（以下「本事業」）補助金公募でJAA\*\*/////にて採択された「案件名：\*\*\*\*\*事業」（具体的な採択条件は、末尾記載のとおり。）の補助対象者（株式会社〇〇）として、下記事項について承諾することを宣誓いたします。

記

宣誓内容

1. 本事業を実施するにあたり、末尾記載の採択条件にて、別添10年〇月〇日付「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）」（補助交付契約通知書等、当該規程に基づき作成される書類を含みます。以下「交付規程」といいます。）を順守して事業を実施することを承諾いたします。なお、公募要領と交付規程に矛盾、抵触が生じる場合には、交付規程が優先するものとします。
2. 当社は、本宣誓書の提出をもって、補助交付契約の申し込みをするものとし、貴機構から補助交付決定通知を発送した時点において、当社は、公募要領における「補助交付契約者」、交付規程における「補助交付契約者」としての契約上の地位を有し、貴機構は、公募要領における「ジェットロ」、交付規程における「ジェットロ」としての契約上の地位を有することを承諾します。
3. 当社は、公募要領、交付規程において、ジェットロ、経済産業省、その他の主体より、指示、命令その他の措置が記載されているものについては、これらの主体に対し、当該措置に基づく義務を負い、かつ、当社現地法人に対してもこれらの義務を負わせることを承諾します。
4. 本宣誓及び関連する法律関係は、日本国の法律に準拠することを承諾し、当社現地法人もこれを承諾していることを確認します。
5. 本宣誓及び関連する法律関係から生じる紛争については、東京地方裁判所をもって、第1審の専属的合意管轄とすることを承諾し、当社現地法人もこれを承諾していることを確認します。

年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て

独立行政法人日本貿易振興機構  
対日投資部長 河田 美緒

アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）  
補助交付契約通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けにて申請があつたアジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）については、「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）交付規程」第9条に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、〇〇年〇〇月〇〇日付けにて申請があつた「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）交付申請書（以下「交付申請書」という。）」記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費、補助率及び補助金の額は、次のとおりとします。
  - （1）補助事業に要する経費：
  - （2）補助対象経費：
  - （3）補助金の額：  
（ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。）
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
5. 補助交付契約者は、「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）交付規程」に従つて補助事業を実施しなければなりません。
6. 補助交付契約者は、その他、ジェトロの付した条件を遵守しなければなりません。

以上

独立行政法人日本貿易振興機構  
対日投資部長 河田 美緒 殿

申請者 住所  
氏名 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）  
計画変更（等）承認申請書

「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）交付規程」第11条の規定に基づき、計画変更（アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）等）について下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業名
2. 計画変更の内容
3. 計画変更を必要とする理由
4. 計画変更が本事業に及ぼす影響
5. 変更後の本事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額（新旧対費）
6. 同上の算出基礎

以上

（注）中止又は廃止にあつては、その後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること

様式第5-2

年 月 日

法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て

独立行政法人日本貿易振興機構  
対日投資部長 河田 美緒

アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）  
計画変更（等）承認書

「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）交付規程」第11条の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 補助事業名
2. 計画変更の内容
3. 変更後の本事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額（新旧対比）
4. 同上の算出基礎

様式第6

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構  
対日投資部長 河田 美緒 殿

申請者 住所  
氏名 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）  
事故報告書

「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）交付規程」第14条の規定に基づき、本事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

円

以上

様式第7

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構  
対日投資部長 河田 美緒 殿

申請者 住所  
氏名 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）  
状況報告書

「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）交付規程」第15条の規定に基づき、事業状況について下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の当月の実施内容

- ・ 当月の実施内容
- ・ 今後の課題
- ・ 事業の進捗（当初予定よりも進んでいる、もしくは遅れているなど、その理由も含めて）など

2. 今後の予定

- ・ 今後実施を予定している内容
- ・ 国内外出張の予定があれば、そのスケジュールを記載

3. 月次経費報告書

様式第 8

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構  
対日投資部長 河田 美緒 殿

申請者 住所  
氏名 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）  
実績報告書

「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）交付規程」第 16 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 報告書の要約：目的、背景、成果および考察、今後の活動
2. 事業目的・背景
  - ・当該事業分野についての詳細説明、世界的潮流など
  - ・当該事業分野において対象国が抱える課題、本事業のニーズなど
3. 実施体制：・実施体制図（新興国 側パートナー企業・団体含む）
  - ・パートナー企業の詳細、本事業における役割等
4. 実施スケジュール
  - ・当初の予定と実際の予定に乖離が生じたのであれば、その点についても記載
5. 実施内容
  - ・実証した項目ごとに詳細を記載
6. 成果および考察
  - ・事業化に向けた課題とその解決策
  - ・今後の事業化、収益化の予定、本事業実施国以外の国々における展開の予定など
7. 経費実績報告書

様式第9

年 月 日

申請者 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構  
対日投資部長 河田 美緒

アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）  
補助金確定通知書

年月日付け文書をもって報告のありました上記の件については、「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）交付規程」第17条の規定に基づき、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

1. 補助金の額
2. 補助事業に要した額
3. 補助金確定額

以上

様式第10

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構  
対日投資部長 河田 美緒 殿

申請者 住所  
氏名 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）  
精算払い請求書

「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）交付規程」第18条の規定に基づき、下記の通り請求します。

記

1. 精算払請求金額（算用数字を使用すること。）  
円

2. 振込先

金融機関名 支店名 本・支店

当座 普通

口座番号

フリガナ

預金名義

様式第 1 1

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構  
対日投資部長 河田 美緒 殿

申請者 住所  
氏名 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）  
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）交付規程」第 19 条の  
規定に基づき、下記の通り請求します。

1. 補助金額（交付規程第 17 条による額の確定額）  
円
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額  
円
4. 補助金返還相当額  
円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第 1 2

補助交付契約者名：

取得財産等管理台帳

財産名	数量	単価（円）	金額（円）	取得年月日	保管場所	財産所有者	備考

- (注 1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 2 2 条第 1 項に定める処分制限額（単価 5 0 万円（税抜き））以上の財産とします。
- (注 2) 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えありません。単価が異なる場合は、分割して記入してください。
- (注 3) 取得年月日は、検収年月日を記入してください。
- (注 4) 本様式は、日本工業規格 A 4 判としてください。

以上

独立行政法人日本貿易振興機構  
対日投資部長 河田 美緒 殿

申請者 住所  
氏名 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）  
取得財産処分承認申請書

年 月 日付をもって補助交付契約を締結した上記事業について「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）交付規程」第22条の規定に基づき、下記の通り申請します。

記

1. 補助事業名
2. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分方法	処分価格	処分の理由	備考（処分の時期等）

- (注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。
- (注) 2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。
3. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的
  4. 処分の条件

以上

申請者 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構  
対日投資部長 河田 美緒

アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）  
取得財産処分承認通知書

月 日付け文書をもって申請のありました上記の件については、「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）交付規程」第22条に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 補助事業名

2. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分方法	処分価格	処分の理由	備考（処分の時期等）

- (注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。
- (注) 2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。
3. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）
4. 処分の条件（返金額概算等）

以上

独立行政法人日本貿易振興機構  
対日投資部長 河田 美緒 殿

申請者 住所  
氏名 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）  
取得財産処分報告書

年 月 日付をもって承認された上記事業について、「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）」第22条に基づき、下記の通り報告します。

記

1. 補助事業名
2. 処分した財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分方法	処分価格	処分の理由	備考（処分の時期等）

3. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的
4. 処分の条件

以上

様式第13-4

年 月 日

申請者 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構  
対日投資部長 河田 美緒

アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）  
納付通知書

「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）交付規程」第22条の規定に基づき、下記の通り請求します。

記

1. 財産処分にかかる納付請求金額（算用数字を使用すること。）  
円

2. 振込先

金融機関名 支店名 本・支店

当座 普通

口座番号

フリガナ

預金名義

以上

独立行政法人日本貿易振興機構  
対日投資部長 河田 美緒 殿

申請者 住所  
氏名 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）  
知的財産権取得状況報告書

「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）交付規程」第 2 3 条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業名
2. 種類（出願番号及知的財産権の種類）
3. 内容
4. 相手先及び条件（譲渡又は実施権を設定した場合）

以上

（注 1）「知的財産権」とは、特許法（昭和 3 4 年法律第 1 2 1 号）に規定する特許権、実用新案法（昭和 3 4 年法律第 1 2 3 号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和 3 4 年法律第 1 2 5 号）に規定する意匠権、商標法（昭和 3 4 年法律第 1 2 7 号）に規定する商標権、著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）に規定する著作物の著作権及び外国における上記各権利に相当する権利、上記各権利を受ける権利をいう。